

運輸安全マネジメント

スイキユウグループ

2026年6月

■輸送の安全に関する基本的な方針（安全管理規程 第三条）

◇品質方針

魅せる品質で『無事故』企業を目指す

◇安全方針

- ①私たちは、安全を何よりも最優先します。
- ②私たちは、関係法令及び社内規定・ルールを遵守し、安全第一で職務を遂行します。
- ③私たちは、発生する課題の再発防止に努め、継続的にマネジメントシステムを改善します。

■輸送の安全に関する目標（安全管理規程 第五条）

◇輸送の安全に関する重点施策

- ①車両事故防止
- ②リフト事故防止
- ③商品不具合／クレーム防止

◇2026 年度の目標策定

活動スローガン 「現場主体の PDCA 構築を目指す」
運輸安全マネジメントを踏襲した新たな品質マネジメントシステム（2022 年 2 月制定）に基づき、組織的且つ継続的に P D C A サイクルを回し、物流安全の持続的発展と安全文化の醸成を目指す。

◇安全に関する目標達成状況

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（2024 年、2025 年）6 月 1 日～5 月 31 日

提出件数		事故累計別					
2024 年	2025 年	状態別	2024 年	2025 年	種類別	2024 年	2025 年
0 件	2 件	対鉄道			転覆・転落		
		対自動車		2 件	路外逸脱		
		対二輪車			火災		
		対自転車			踏切		
		対歩行者			追突・衝突		2 件
		単独			死傷		
		飛散・漏洩			健康起因		
		酒気帯び			車両故障		
		その他			その他		

※上記事故累計別件数は、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故件数。

■輸送の安全に関する計画（安全管理規程 第六条）

◇各関係機関等とも連携した安全啓蒙活動

- ・春の全国交通安全運動（４月） 秋の全国交通安全運動（９月）
- ・年末年始安全総点検及び交通事故防止県民運動（１２月）
- ・全国安全週間（６月～７月） 全国労働衛生週間（９月～１０月）
- ・スイキウグループ事故防止強化期間（９月～１０月）
- ・安全運転啓蒙ポスター配布・職場掲示（四半期毎）
- ・事故防止体験記・事故防止標語の募集

◇教育及び研修

１．教育訓練体系に基づく教育

- ・初任運転者教育 初任運転者の導入教育及び乗務員としての適格認定
- ・一般運転者教育 乗務経験１年以上の運転者に法定１２項目の現任教育（毎年）
- ・高齢運転者教育 満６５才以上の高齢運転者に適齢診断結果を踏まえた適齢教育
- ・事故惹起運転者教育 法令及び当社規定に定める事故惹起者への特定診断及び特別教育及び、追突事故惹起者への安全確認等の再教育
- ・運行・整備管理者教育 ２０２４年６月より教育訓練体系に組み込み一貫教育を実施
- ・ＴＧリフター特別教育 ２０２４年２月１日より義務化に伴い、社内教育体制を構築
- ・安全講習会で整備点検／フォークリフト作業等の安全教育実施

２．業務改善

- ・品質方針／品質目標達成計画書に沿った現場 PDCA の実施
- ・品質向上委員が品質目標達成計画書を立案し、現場 PDCA を牽引
- ・品質向上委員会にて現場 PDCA の取組み進捗確認及び、共有
- ・ＱＣサークル活動で現場小集団活動の実施

◇事故撲滅対策活動・品質向上活動・安全衛生活動

- ・事故撲滅対策本部会議
- ・品質向上委員会
- ・安全衛生委員会
- ・健康診断１００％受診フォロー
- ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）簡易検査及び治療フォロー

■輸送の安全を確保するための組織体制（安全管理規程 第八条 第九条）

◇運輸安全マネジメント体制

- ・輸送の安全に関する指揮命令系統図 「安全管理規程 第八条 付表による」
- ・安全統括管理者の選任
- ・各部門の安全管理体制・組織表

■輸送の安全に関する情報の共有及び伝達（安全管理規程 第十二条）

◇情報を共有できる体制づくり

1. 経営トップと各部門のコミュニケーション
 - ・経営方針発表会、品質方針発表会
 - ・新年互例会
 - ・安全講習会（全社イベント）
 - ・目安箱
2. 各部門及び現場のコミュニケーション
 - ・品質向上委員会
 - ・グループ会議
 - ・各部門の管理者会議／職場委員会

■事故、災害等に関する報告連絡体制（安全管理規程 第十三条）

◇緊急時の連絡体制

- ・事故／災害等に関する報告連絡体制図 「安全管理規程 第十三条 付表による」
- ・事故発生時の連絡処置フロー 「異常発生時の連絡手順 SK-T001 付表による」

■輸送の安全に関する内部監査（安全管理規程 第十五条）

◇基本方針

- ・輸送の安全確保に必要なマネジメントシステム（PDCA）が常に適切に管理運用されていることを、定期的に監査し、課題や問題点を継続的に改善する。

◇実施方法

1. 内部監査員
 - ・品質管理責任者及び品質管理責任者が任命する品質管理部門のメンバー
2. 監査頻度
 - ・内部監査計画に基づき、毎年4月に定期内部監査を実施
 - ・定期内部監査の指摘事項につき、6か月後、フォロー監査を実施
 - ・不適切運用及び重大な欠陥等が発覚した場合、都度、臨時内部監査を実施
 - ・その他、主任監査員が必要と判断した場合、追加内部監査を実施
3. 監査内容
 - ・運輸安全マネジメントの実施状況
 - ・品質目標達成計画書の実施状況
 - ・内部監査チェックリストに基づき実施
 - ・結果を内部監査報告書にまとめ、被監査部門の合議を得てマネジメントレビューに報告

◇業務の改善

- ・経営トップがマネジメントレビュー及び評価改善を主導

- ・ マネジメントレビューで課題や問題点の分析を行い、改善策を論議検討
- ・ マネジメントシステム及び職場活動プロセスに改善が必要な場合、是正予防処置を指示

■情報の公開（安全管理規程 第十七条）

◇公開方法

- ・ 自社ホームページで公開
<https://www.suikyugrp.co.jp/>
- ・ 各事業所にて各事業所情報を掲示

◇公開する内容

- ・ 輸送の安全に関する安全方針
- ・ 輸送の安全に関する目標及びその達成状況（件数）
- ・ 当社の安全管理規程
- ・ 輸送の安全に関する計画
- ・ 輸送の安全に関する教育計画

■輸送の安全に関する記録の管理等

◇文書管理

《文書名》	《管理責任者》
・ 安全管理規程	品質管理部門責任者
・ 運行管理規程	各部門責任者
・ 整備管理規程	各部門責任者

◇記録管理

当社で運用する品質マネジメントシステムの品質文書（品質マニュアル・規定・手順書）によって定められた品質記録を以下の規定に従い管理

- ・ 品質文書管理規定（SK-K014）
- ・ 品質記録管理規定（SK-K015）

以上